

インド特許法の基礎(第20回)

～特許要件(1)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許を取得するためには特許要件を満たす必要がある。インド特許法は、実体的特許要件として2つの要件を求めている。第1の要件は「発明」(invention)であること(第2条(1)(j))、第2の要件は発明が「特許性」(patentability)を有することである(第3条、第4条)。この2つの要件は、概念的に重複ないし関連している部分があるようにも見えるが、最高裁においてこれらは明確に異なる概念であると判示された¹。またこうした特許要件の規定ぶりは欧州及び英国などと同様であるが、細部には異なる点もある。

2. 「発明」であること

(1) 概 要

上述の最高裁の考え方によれば、「発明」の意味を理解するためには第2条(1)(ac)、第2条(1)(j)、第2条(1)(ja)の定義規定を参照する必要がある。各規定は次の通りである。

「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう(第2条(1)(j))。

「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的前進(technical advance)を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の当業者にとって自明でなくするものをいう(第2条(1)(ja))。

「産業上利用可能」とは、発明が産業において製造又は使用することができることをいう(第2条(1)(ac))。

これらの定義規定を組み合わせると、製品又は方法が「発明」であるためには次の条件を満たす必要がある。

- (i) それが「新しい」こと、
- (ii) それが「産業において製造又は使用することができる」こと、
- (iii) それが次の特徴を有する発明の結果として生じたこと、
 - (a) 現存の知識と比較して技術的前進を伴い、
 - 又は
 - (b) 経済的意義を有し、

1 Novartis AG v. Union of India (UOI) and Ors.